三十三

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
2　土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

三十四

分野　不動産業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業
ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業
ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業
ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章及び第五章から第七章まで
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要　国境を越えるサービスの貿易
1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。
2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可若しくは登録を受け、又は主務大臣に届出を行わなければならない。
3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

三十五

分野　不動産鑑定業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要　国境を越えるサービスの貿易
不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。

三十六

分野　船員
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業

関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
内国民待遇（第八・十六条）
政府の段階　中央政府
措置　船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章
運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号）
運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号）
国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要　国境を越えるサービスの貿易
日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。

三十七

分野　警備業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　九二三　警備業
関連する義務　内国民待遇（第八・八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
投資の自由化
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

三十八

分野　職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業
ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業
ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）
作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要　国境を越えるサービスの貿易
作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。